

2月のわくわくプラザの利用についてお願い

オミクロンの蔓延が止まりません。

2月の利用について川崎市から通達があり、引き続き限られた空間での密集を避けるため、わくわくプラザの利用対象は「やむを得ない事情で自宅にお子様を見守る方がいない家庭の児童」のみとされることになりました。少しでも感染拡大を防ぐため、今後も在宅勤務などによる対応が可能なご家庭には利用の自粛や利用時間の短縮などにご協力をお願い致します。

上記利用対象に該当し、2月に利用を希望される方は、お便りと一緒に配布されている『わくわくプラザ特別利用申出書』に、やむを得ない事情の詳細などをご記入の上、利用予定日の前日までにわくわくプラザへご提出ください。特別利用申出書はホームページ（<https://akaiyane.org/zoshiki/inukura-wakuwaku/>）のお便りからも印刷することができますのでご利用ください。なお、提出した利用日等に変更が生じた場合は、プラザ室までご連絡をお願いします。

利用の際には、マスクの着用、手洗い、うがい、手指消毒など感染防止に努めるよう児童への声掛けをお願いします。また、発熱や咳、倦怠感などの諸症状があった場合は利用を見合わせてください。わくわくプラザ利用中に体調が悪くなった場合は保護者の方にご連絡をさせていただきますのでお迎えなどのご協力をお願い致します。

☆児童が新型コロナウイルス検査で陽性が判明した場合や濃厚接触者となった場合には、利用を見合わせてください。次の項目に該当した場合には、わくわくプラザまたはこども文化センターまで必ずご連絡ください。

- ①濃厚接触者に特定された場合
- ②PCR検査などを受検することとなった場合
- ③PCR検査などの結果が判明した場合
- ④PCR検査などの結果が陽性で、保健所による濃厚接触者の有無が特定された場合

*学校の一部の臨時休業により、わくわくプラザの利用予定を変更される場合でも、お手数ですがわくわくプラザにお休みの連絡を下さい。

わくわくプラザでも今までと変わりなく、感染予防対策を講じていきます。皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご協力の程よろしくお願い致します。

令和4年1月27日